

就業上の取扱いについて（4月21日更新）

◇全教職員

◎在宅勤務について

→ 教職員は危機対策本部長（学長）が特に認めた者以外は、在宅勤務を行ってください。詳しくは、「業務の運営方法について」をご覧ください。

◎発熱など風邪の症状がある場合 → 特別休暇（有給）。

◎下記の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し、その結果を所属部局の課長等に報告してください。

①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。）

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

◎当該期間は、いずれも特別休暇（有給）。

◇新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

→ 就業禁止（有給）。治癒するまで出勤しないでください。

◇小学校以下の子又は特別支援学校（学級）に在籍する子を養育する教職員

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その子が在籍する小学校等が臨時休業になったことに伴い、その子の世話のため、やむを得ず勤務しないことが相当であると認められる場合

→ 裁量労働制の教員：特別休暇（有給）。1日単位で取得する場合のみ。

それ以外の職員：シフト勤務（時差出勤）、もしくは、特別休暇（有給）。

特別休暇は必要に応じ1日、1時間単位で取得する。

◇やむを得ない事情により、特定警戒都道府県を訪問（当該地域の駅・空港等の経由を含む）する教職員

◎必ず事前に所属部局等の長に報告してください。訪問後、県内に戻った日から2週間就業禁止（有給）。

※ 医学部附属病院の教職員は、附属病院長の指示に従ってください。

◇四国外から転入する教職員

◎県内に転入した日から2週間就業禁止（有給）。自宅にて健康観察を行ってください。

※ 医学部附属病院の教職員は、附属病院長の指示に従ってください。

◇特定警戒都道府県から帰県した家族等がいる教職員

◎家族等が帰県した日から2週間程度健康観察を行い、他の人との濃厚接触を避けるよう努めてください。本人もしくは家族等の体調に異常が生じた場合は、速やかにコロナ相談窓口（corona@stu.ehime-u.ac.jp）へ報告してください。

※特定警戒都道府県（令和2年4月22日現在）

北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県